

浦添市認知症地域支援・ケア向上事業実施要項

1. 目的

認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、浦添市とする。ただし、浦添市は、4の事業の全部又は一部について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の67に基づき、浦添市が適当と認める者に委託することができる。

3. 推進員の配置

推進員は、市または地域包括支援センターなどに配置することとし、以下の要件を満たす者を1人以上配置するものとする。

- ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する保健師又は看護師等

また、浦添市は必要に応じて都道府県と連携しながら、研修会や関係者によるネットワーク会議等の機会を通じて、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとする。

4. 事業内容

以下のア及びイを実施するとともに、地域の実情に応じて、ウも実施するものとする。

- ア 認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者や認知症サポーターなど地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

（具体例）

- ・ 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるような関係機関との連携体制を構築する。
- ・ 浦添市医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等とのネットワークを形成する。
- ・ 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及における主導的役割を担う。
- ・ 推進員が配置されていない他の地域包括支援センターに対する認知症対応力向上のための支援を行う。

- ・認知症サポーター養成講座の企画・開催に関すること。
- ・認知症サポーター養成講座修了者の把握や認知症サポーター養成講座修了者が復習を兼ねて学習する取組に関すること。認知症サポーターの活動の場の提供に関すること。
- ・独居高齢者等の安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含めた地域での見守り体制の整備（認知症サポーターの活用など）。

イ 推進員を中心に地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組

（具体例）

- ・認知症の人やその家族等から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。
- ・「浦添市認知症初期集中支援推進事業」で設置する「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整。
- ・介護するものに対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病防止、病気の早期発見等を行う。

ウ 以下の①から④までの事業実施に関する企画及び調整

① 病院・介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業

病院や介護保険施設等の職員の認知症への理解を深め、対応力を高めるために、認知症疾患医療センター等の専門医等が処遇困難事例に対しては事例検討を行い個別支援を実施する。

② 地域密着型サービス事業所・介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援事業

認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、特別養護老人ホーム等が、相談員を配置し、当該事業所等が有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して効果的な介護方法等の専門的な相談支援等を行う。

③ 認知症の人の家族に対する支援事業

浦添市が適当と認める者が、認知症の人やその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、

- ・ 認知症の人とその家族、地域住民、専門職がカフェ等の形態で集う取組（以下「認知症カフェ」という。）等の開催
- ・ 認知症カフェ等を通じて顔なじみになったボランティアが「認とも」として、認知症の人の居宅を訪問して一緒に過ごす取組の実施
- ・ 認知症の人の家族向けの介護教室の開催等を行う。

④ 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修を実施する。

5. 事業実施の留意事項

事業の実施に当たって、次の定める事項に留意して行うものとする。

- (1) 推進員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 本事業の実施に当たって、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者等の関係機関での情報共有を図り、連携に努める。
- (3) 実施主体は、推進員等と「浦添市認知症初期集中支援推進事業実施要項」に規定される認知症初期集中支援チームが効率的かつ有機的に連携できるように調整を行い、定期的な情報交換ができるような環境をつくるように努める。
- (4) 実施主体は、本事業の実施に当たって、浦添市医師会や医療機関、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの専門医等との連携に努める。
- (5) 認知症疾患医療センターを含む医療機関等、地域包括支援センターを含む社会福祉協議会等から本事業の実施市町村の区域外に居住する者に関する情報提供を受けた場合においても、当該者の支援に関わる情報提供について同意を得た上で、当該者が居住する区域を担当する地域包括支援センターや認知症疾患医療センターに情報を提供する等の連携を図る。
- (6) 実施主体は、「都道府県認知症施策推進事業」の都道府県認知症施策推進会議を通じ、本事業の実施状況等の情報提供について協力すること。
- (7) 実施主体は、本事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分する。

6. その他

この要項に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。